論

説

明治皇室典範に関する一研究

― 「天皇の退位」をめぐって―

奥平康弘

はじめに―――本稿の意味

天皇に退位する自由があるか

する。」(第二条)と定めるのみであって、この問題は、あたかももっぱら、国会制定法としての皇室典範に委ねている立法 とはできない。憲法はただ、「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承 〈天皇に退位する自由があるか〉。この問いに対して、日本国憲法の明文規定から直接に手掛かりとなるものを見出すこ

(裁量) 事項であるがごとくである。

が、直ちに即位する。」と定めている。そして、この規定は、第一に、天皇が死去したならばただちに、天皇の跡継ぎ(皇 憲法の右規定を受けて制定された皇室典範(一九四七年一月一六日法三)は、その第四条で「天皇が崩じたときは、

ている。 嗣 生きているかぎり天皇であり続けるのであって、生前退位ということはあり得ないことを含意している、と一般に解釈され が、 皇位に就くことを宣言しているとともに、第二に、 皇位継承は、 天皇の死去のみを原因とし、 したがって、天皇は

だということになる。 (2) すなわち、皇室典範第四条により、冒頭に示した問題、〈天皇に退位する自由があるか〉は、否定的に答えることが正当

されているようである。 皇位継承可能性の低い、したがって皇族順序の後列にある皇族および女子皇族については、身分離脱につき、ある程度意思 の自由が認められている。逆に言えば、しかし、この範疇以外の皇族、すなわち皇后、太皇太后、皇太后、皇太子・皇太孫(③) を含む親王は、右規定の列挙から洩れていて、何も定めがないがゆえに、身分離脱の自由はまったく許されていない、と解 項「年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。」とあって、 皇室典範はさらに、皇族の身分離脱、つまり皇族たることをやめることについて、次のとおり定めている。第一一条第一

られているらしい。 はなく、ある種の皇族に身分離脱の自由がないのは、制度上当然のことであって、憲法上なんの問題もない、と一般に考え でいかがなものかといった疑問を呈する憲法論は、管見に属するかぎりでは、ほとんど無いようである。天皇に退位の自由 離脱の自由が認められないことになっている。そして、このように自由剥奪的な構造になっていることは、憲法規範のうえ 要するに、現行皇室典範によれば、天皇には退位の自由がなく、皇族のうち比較的に高順位にある人もおなじように身分

天皇・皇族の「人権」論

思うのである。その意味では、天皇・皇族についてのあれやこれやの「基本的人権」の制約問題よりも、 挙権・被選挙権その他「基本的人権」が制限され差別されていること、などは「違憲だ」とする論議の流れがある。 このように、天皇・皇族について「基本的人権」の制約が許容されると解する前提として、もし天皇・皇族がそうした人権 般と異なった扱いを受けるのは、 対照して、天皇・皇族の身分離脱の自由について、憲法論(憲法上の吟味)が無いのは、少なくても私からすれば、 離脱の自由の剥奪問題のほうが、「人権」論としては基幹的な性質のものではなかろうか、と思うのである。 して「基本的人権」を享受したいと望んだ場合には、当該制度から脱出する余地が保障されていなければなるまい、と私は 制約が自分からみて人間的に堪え難いと感じ、自分もまたふつう一般の公衆とおなじようにインテグリティを具えた人間と ん奇異と感ぜられる。というのは、憲法第一条および第二条に基づいて設定された皇室制度のなかで、天皇・皇族が市民一 基本的人権」の制約を受けても、直ちには市民一般とおなじ論理がはたらいて違憲論が成立つわけではない、と考える。 こういった私に特有な問題意識のもと、本稿では、天皇の退位の自由を否認するものとしての皇室典範第四条の歴史的な 他方学界では、 また公衆一般のあいだにあっても、 制度必然的で、やむ得ないところがある、と私には思われる。したがって天皇・皇族が 皇室典範が「女帝」を認めていないこと、 皇族に「婚姻の自由」、 退位の自由・身分 たいへ 選

<u>1</u> 意味について考察するのが、本稿の目的のひとつである。 解釈は、 現皇室典範第四条は、旧皇室典範第一〇条 あとは文章形式上の手直しをしたうえで、実質をまったく変えることなくそのまま継承している。本文に示した現行法第四条 したがってまた、旧法第一〇条の解釈の、そのままそっくりの継承であるのである。なお、 (「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」) 旧法第一〇条の成立過程およびそ のうち、

背景をさぐることからはじめ、それが孕む憲法問題に考察の目を及ばせてみたい。

議なクレームと感ぜられる。 はまぬがれがたい。けれども文科省は「天皇の地位を誤解させないために」、この語を使ってはならない、というのである。私には不思 定手続において、文部科学省が「昭和天皇死去」とある年表上の記述にクレームをつけるのを自ら体験した。この記述は、文科省によれ いうまでもなく、「死去」ということばは自然人としての自然的な運命遭着を現わす一般名辞である。天皇も自然的存在として「死去」 ちなみに、本文で用いた「天皇の死去」という表現方法について、一言しておきたい。最近私は高校用公民 「天皇の地位について誤解するおそれのある表現である」といい、高校教科用図書検定基準第2章3の②に該当するというのである。 (政治、 経済)の教科書検

- 2 もつ意味を軽視し、誤りをおかした。本稿には、この点の贖罪をおこないたいという意図がこめられている。 かって私は、「憲法 Ⅲ』四○頁 (有斐閣、一九九三年)において、天皇の退位問題を論ずるに当たって、 歴史的・伝統的な解釈論が
- 3 問題の第一一条第一項は、一方で「…その意思に基き」と定めることにより、身分離脱に関する意思の自由を尊重する趣旨を表わして
- いる。けれども他方、そうした意思のみで身分離脱が完成するのではなくて、「皇室会議の議により」という条件を付け加えることによ て、意思の自由を制約している。私が本文で、「ある程度意思の自由」と記述したのは、そういったニュアーンスがあるからである。
- $\widehat{4}$ 別稿において取り上げるであろう。 置が認められるべきであるという有力な立場(「人権」解釈論) く天皇・皇族にも適用し、ただ憲法第二条で定める世襲主義に必要最小限な限度においてのみ、天皇、皇族に対する例外的な権利制約措 配合(アレインジメント) なわく組み ているあれやこれやの権利制約規定) この種の問題は、観点のいかんによっては、マイナーな意味しか持たないと考えられる。天皇制システムというきわめて特別な制度的 (長谷部恭男のいわゆる「飛び地」、長谷部恭男『憲法[第二版]] 一三四頁[新世社、二○○一])の内部における、 の問題であるとして、この種の問題を処理する余地がある。これに反し、憲法の権利保障規定を原則として広 は違憲的な評価を免れないことになるであろう。こうした天皇制と「人権」保障をめぐる解釈論は、 からすれば、 皇室典範第一一条第一項 (およびその他、 皇室典範が採っ

一、譲位(生前退位)消極論――その根拠

「皇嗣践祚唯一の原因」

行ハレ、其ノ間何等儀文ノ要件ヲ為スモノナキヲ謂ヘルナリ。」と言うように、皇位継承は寸毫の隙もなく天皇死去と同時(ユ) 祖宗ノ神器ヲ承ク」に由来する。この旧典範第一〇条は、第一に「皇嗣ノ踐祚ハ天皇ノ崩御ト其ノ時ヲ同フシ、直接当然ニョシ(皇皇)ます(皇皇子英皇の豊に戦くこと) と解されていた。天皇は退位不能というわけである。 テ皇嗣踐祚ノ唯一ノ原因トス」る、すなわち天皇存命中に皇位を皇嗣に譲る制度 におこなわれることを意味する、と説かれていた。同条はまた第二に、「踐祚ハ必ス天皇崩御二因ル。···天皇崩御ノ事ヲ以 現行皇室典範第四条は、旧皇室典範(一八八九年(明治二二)二月一一日)第一〇条「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ (譲位) は採らないということを意味する

条にそっくりそのまま引継がれて、現在にいたっているのである。 旧第一〇条は-右ふたつの解釈とともに、

とになったのであるが、一体全体、 義的・明確に天皇の生前退位の余地を否定した。天皇は、生きているかぎりは天皇であり続けなければならないというこ ここで、この方面の制度史に関する標準的な著作物にもとづいて、過去を振り返ってみよう。 このように明治皇室典範は、皇位継承がおこなわれるのは天皇崩御を唯一の原因とするという制度を採ることによって、 明治以前においてはこの間の事情はどうであったのだろうか。

制度史概観

皇位の生前譲与=生前退位すなわち、 譲位がおこなわれるようになったのは、 中世以降であって、それ以前、

は、右スローガンにまことによく適合的であり、かかるものとして、それ自体正統視され得る態のものであっただろう。 く権威の再構築ということにあったから、〈崩御を唯一の原因とする践祚〉(生前退位の否認)という古代制度への立ち戻り のだ、と説かれる。 来むしろ慣行であった譲位制度を排して、古代の、践祚は崩御にさいしてのみおこなわれるという制度を復活させたものな てはずっと、皇位継承は天皇崩御を唯一の原因としていた、と言われる。その意味では、明治皇室典範第一○条は、 周知のように、明治皇室典範による天皇制確立における最大のスローガンは、「祖宗ノ大憲」にもとづ 中世以

位による皇位継承は無かったという。つまり、ここまでの代々、継承はすべて崩御を原因としてのみ生じた、というのであ 歴史状況をもう少し叙述してみる。『皇室典範義解』によれば、神武天皇から舒明天皇にいたる三四世までのあいだ、譲

これに関しては後述する)。 〜六五四)に、存命中バトン・タッチした事例である(もっとも、この皇極天皇起源説には異論があるもののようであって、 歴史上譲位ということがはじめて現われるのは、第三五代皇極天皇(在位六四二~六四五)が次の孝徳天皇(在位六四五

として、まことに当然の所作であったということになる。男統主義の支配下、暫定天皇としての「女帝」は、格好の跡継ぎ が出てきたら、すべからく速やかに、その者への承継がおこなわれるべきことが期待される。 皇極天皇は、いわゆる「女帝」、つまり「中継ぎ」天皇であった。彼女の譲位はしたがって、次代天皇への 「中継ぎ」役

明天皇(四三代)、および元正天皇(四四代)は、すべて「女帝」である。「中継ぎ」と譲位との制度関係を如実に示してい ると言えよう。 皇極天皇ののち九代までのあいだに、在世中譲位があったのは、三件であって、それに該当する持統天皇 (四一代)、元

「女帝」ならぬ男性天皇が在世中譲位したのは、第四五代聖武天皇 (在位七二四~七四九)を以って嚆矢とするもののよ

に、近世も明治に近い光格天皇までの時代には、その例が多いのは顕著な事実である。

なされたのが五七件というのだから、私のつたない算術計算では、譲位例率はラフに言って二対一ということになる。こと

にいたるまで、五七件にのぼる。皇極天皇から算えて明治天皇までの間、八七代にわたる継承があり、そのうち生前譲位が 承は、天皇の崩御に因るよりも、寧ろ譲位に因るを常例と為すに至れり。」といわれるほどの勢いとなったのである。 位というパフォーマンスについて、『帝室制度史』は、「我が皇位継承の史上に一新例を開きたまへり。」と評している。 うである。聖武天皇は、その第一皇女を史上はじめて女性皇太子に立て(阿部内親王)、やがて在世中譲位して、孝謙天皇 と存命中に引継ぎしたさいみられたばかりではなく、「爾来歴代相尋いで譲位受禪(譲り受けること)の儀あり。皇位の継 (在位七四九~七五八)が跡を継いだ。聖武天皇は「太上天皇」稱号のもと、しばらく生存した。男性・聖武天皇の生前退 こうして、第三五代皇極天皇を起点として生前譲位がなされた事例は、第一一九代光格天皇(在位一七七九~一八一七) 男性天皇による譲位の事例は、その後、第四九代光仁天皇(在位七七〇~七八一)が桓武天皇(在位七八一~八〇六)へ

その「史実」本当?

もいいことがらなのだが、尊皇的な研究者は「史実の積み重ね」にこだわり、数の多寡により、ことの正当性の軽重を問う 傾向があるので、私として不本意ながら、史実的な背景に多少の目を向け、その数の多寡に少しばかりお付き合いをしてい べたことがらに批判があろう。私はありていにいって、この種の数字にほとんど興味がないのである。ただ、私にはどうで こうした天皇家にまつわる史実の算え方については、かならずといっていいほど異論が生じるのが常であるから、

このことに関連してちょっと傍論に出してみたい。 先に私は、 生前譲位の最初の事例は、 第三五代皇極天皇にある、 · と通

も忌むべき領域に入り込むことになる。 位継承に空白期があったとか、二朝並立の時代が介在したとか、明治天皇制確立の任に当たった政権担当者らにとって、 閑天皇の即位が皇極天皇死去の三年後におこなわれたらしいという「史実」の解釈問題が微妙に絡まる。解釈の次第では皇 例こそ、最初だったのだ〉という異論があるらしいのである。元になる日本書紀等の解釈問題、なかんずく、跡継ぎたる安 説にのっとった記述をした。しかしこの「史実」に対して、〈いや、第二六代継體天皇(?)が安閑天皇(?)へ譲った事 最

と想像しがちである。けれどもそれは、明治国家以降作られた天皇制のもと、私たちに植えつけられた皇位継承イメージの 位と崩御=即=皇嗣承継とのふたつの範疇が判然と分別され得る事態の進行が、ちゃんとあった、ということについて私は を有していたのだろうかということ自体に、定かでないものを感ずるのである。 かなり疑いを持つ。実際、権威あるこの方面の歴史家たちは、右両範疇を区別する基準を有し、かつ、この基準適用の準則 崩御が生じてしまったとか、崩御があったのち、直ちに継承者を決めて生前譲位があったように取りつくろうとか、生前譲 産物に過ぎまい。近世天皇家を例にとれば、実際には、たとえば生前譲位の確認手続=儀式がおこなわれないうちに、 皇位継承ということを私たちは、歴然たる手続きにしたがい、おごそかな儀式に彩られて整然とおこなうパフォーマンス、 天皇

「上代ノ恒典」?

で予め公に(すなわち、単に天皇の意中に秘められているというだけではなくて)確認しているかということも、 があった〉とする権威的な言説にも感ずるのである。この言説が成立するためにはなによりもまず、天皇存命中に誰が跡継 おなじ種類の落付きの無さを、私は、〈古代天皇制にあっては、譲位はまったく例がなく、 (皇嗣) になるかが予め判然と決まっている必要がある。もうひとつ、これに関連して、皇嗣決定は誰がどのような準則 もっぱら崩御=即 =皇嗣承継

題であるように思えてならない。 は、「史実」の「確認問題」である以上に、神話の部分に多くの素材を持つイデオロギー主張を「信仰」するかどうかの問 である。神武天皇以来舒明天皇までの三四代までの間にあっては「崩御=即=皇嗣承継」が法であったというが、それが成 り立つほどに古代天皇制システムは歴として確立し得ていたのだろうか。この種の歴史に素人である私としては、ことがら

うことにも、そう容易に信をおけないのである。 という事実そのものに怪しさを感ずる。そしてまた、そうだから、旧皇室典範第一○条が〈「上代ノ恒典」の復活だ〉とい ことによく了解し得る。けれども、私のような懐疑主義者は、なによりもまず、〈それは真実「上代ノ恒典」であったのか〉 において「崩御=即=皇嗣承継」を採用したことを以って、「上代ノ恒典ニ因」ることになったのだ、と説明するのは、ま 明治支配者層がことさらに「祖宗ノ大憲」を強調して天皇制再建に立ち向かい、そのために、たとえば皇室典範第一〇条

なぜ、生前退位はいけないのか

それではなぜ、明治国家の作り手たちは、「崩御=即=皇嗣承継」という「上代ノ恒典」に戻るべきであって、 中世以来

の譲位の制度は廃棄すべきである、と考えたのだろうか。

じつはむしろイギリス憲法に端を発するものなのである。"There is no interregnum:'the King never dies'.")ということ 前者にあっては、践祚(皇嗣の皇位就任)と即位とを密接不可離なことと考える傾向と結びついて、即位の儀式がなんらか を強調して、「崩御=即=皇嗣承継」 ることが肝心であり、かつ、この点だけを言えば、譲位制度においてもまたまったく欠けるところがないのである。むしろ、 たとえば、 権威ある『皇室典範義解』は、「天子之位、 制度の合理性を説く。けれども、この問題は、 一日不可曠」 (空位が一日たりとも生じてはならない。この命題は、 天皇存命中に皇嗣が公に確定済みであ

えるようなものであったと思われる。 に遅れるということがあったのであって、この点だけをいえば、「上古ノ恒典」も中世の譲位制度も、ドッチもドッチとい えば、歴史上、生前譲位があったにもかかわらず、財政困難等も含む諸般の事情から、 が数年後におこなわれることがあったとしても、 室典範義解』では「即」の部分に力点をかけて、「上古ハ踐祚即チ即位ニシテ両事ニ非ス」と述べ、諸般の事情で即位の禮 の理由でとどこおる分だけ、践祚効果に不確かなものを感ずる傾きがあって、このことのほうが問題であった。そこで『皇 「由緒ある物」(現皇室経済法七条)の承継もあったものと論ずるのである。なおまた、承継に伴う儀式と践祚との関係でい 崩御とともに践祚自体は完了し、同時に「祖宗ノ神器」という象徴的に 譲位に伴う儀式 (譲位ノ礼)

女帝否認論との連係

リ来ル者ナリ」として、この制度のはじまりがそもそも「中継ぎ天皇」としての「女帝」容認に発することをわざわざ指摘 この慣例が引継がれ、ついに「皇位の継承は、天皇の崩御に因るよりも、寧ろ譲位に因るを常例と為すに至れり。」と言わ う形で「女帝」消極論を展開する意図は、まことに了とするものがある。けれども、史実の示すところによれば、三人の 得力に欠け、偏見丸出の仕業であるとさえ言えるかもしれないのである。 している。これが史実であることは既述したとおりである。かつ、男統・男子主義に徹する明治国家創設者たちが、こうい しむる状況になった。そうだから、そもそも譲位の慣行は、三人の「女帝」が作ったから悪いというのは、いちじるしく説 女帝」の時代に生前譲位がおこなわれたのがきっかけであったのは確かであるが、その後、男性天皇の代々にあっても、 また、『皇室典範義解』は、譲位制度を貶損する意図を以ってであろう、「譲位ノ例ノ皇極天皇ニ始マリシハ蓋女帝假攝ヨ いうのが、私の印象である。

「権臣ノ強迫」

であろう〉と言わんばかりで、行き過ぎの感を免れ難い。 その多くが天皇にプレッシャーをかけて譲位を強制させるというやり方に依拠してなされたことを示唆する。「南北朝ノ乱 氏とか天皇周辺にむらがる諸勢力が権威調達のため皇位を左右せんとした、中世に特有なあの政治混乱状態に注意を喚起し、 である。聖武天皇以来譲位の制が「定例ヲ為セリ」と、『義解』自身も認容したうえで、きわめて簡潔にこう述べる。 亦此ニ源因セリ」という言説のごときは、そのままとれば、〈もし、譲位の制度なかりせば、「南北朝ノ乱」は生じなかった 後権臣ノ強迫ニ因リ両統互立ヲ例トスルノ事アルニ至ル而シテ南北朝ノ乱亦此ニ源因セリ」と。要するに、足利氏とか藤原 もちろん、『皇室典範義解』といえども、「女帝始源」論ですべてを割り切っているわけではない。それは無理というもの

譲位制度はよろしくなく、「上古ノ恒典」に戻るべきであるとする説明に『皇室典範義解』は、 十分に成功していないと

譲位ノ詔

三、「確たる理由を示したまはず、単に萬機に堪へずとする」ばあい、第四、「女帝にして、皇嗣の既に長じたまへるに因 るとする理由が挙げられているという。次に「譲位の詔」では宣示されていないものの、当時の事情から推して、譲位の真 という理由、第二、「天災地異又は疫病其の他の災異あるに因り、不徳の致す所なり」とし、これを理由とするばあい、第 らしい。まずそれによってみれば、第一、「天皇老齢に及びたまひ、又は疾病に因り、親ら政務を総攬したまふに堪へず」 る手法をとっているからである。譲位に際しては「譲位の詔」があって、そのなかで譲位理由が公にされるのが例であった これに対し、日本学士院編 『帝室制度史』の方が丁寧である。譲位の実例に即して、ある程度個別に、その原因を考究す

たまえる」ばあい、さいご第五に、「稀には異常の政変に基づき譲位したまへる例も無きに非ず」としている。要するに、 実の原因として考えられるのはとして挙げているのは、次のようである。第一、「政を院中に聞召さんが為」の譲位、 譲位の原因はいろいろあるというわけである。 権臣の専横を憤らせたまへるに因」る譲位、第三、「討幕のことを挙げたまはんが為」のもの、第四、「出家遁世の為にし

る」ばあいがいくつか挙げられる。 いも見受けられるとして、「上皇又は母后の意思に基づく」といった「他の強制に因」るもの、それ以外「権臣の圧迫に因 譲位は「聖慮に出ずる」、つまり天皇の(自由) 意思にもとづくのが 「常則」ではあるが、かならずしもそうでないばあ

「其の弊尠からざりしは、歴々」?

記したような仕方の消極評価=結論は、バランス考察を欠き、唐突に「大古ノ恒典」(現状としての皇室典範第一〇条)礼 けれども、そうしたばあいが「一時の変例」であったことをも認めているのであって、譲位制度の歴史記述としては、右に に『制度史』は、譲位が「他の強制」、なかんずく「権臣の厭迫」に因るばあいがあった史実のいくつかに言及している。 其の弊尠からざりしことは、史上歴々として之を見るべし。」と。けれども、私の読み方が悪いのか、『制度史』の叙述自体 典に則」ることを正当化して、この項を閉じている。いわく「抑々譲位受禅の儀は、中世以来常例を為すに至れりと雖も、 からはかならずしもストレートに、〈その弊害がはげしく、そのことは歴々だ〉という結論へと導かれないのである。 賛へと急ぎ過ぎているという印象を、少なくても私はもつ。 『帝室制度史』は、概略以上のような歴史記述を展開したのち、譲位に対し次のように消極的な評価を下し、「祖宗の恒

いずれにせよ、『皇室典範義解』がそうであるように、南北朝の乱をはじめとした、天皇家その周辺を食い物にしておこ

固たる公認学説になったのは明らかである。 なわれた無秩序・混乱の状況と譲位の制度を結び付け、ここに譲位の弊害を見出し、この制度を廃棄正当化する見解が、

確

1 最小限、 通用しない用語 穂積八束 ルビを振って読みと意味を表示する試みをした。了とされたい。 『憲法提要』上巻二四四 ―それはとくに皇室関連領域に隔絶した形で多用されているのであるが― —五頁、 有斐閣、第四版、一九二二年、 なお、本稿において私は、現代人一般のあいだにはもはや ―につき、僣越ながら標準的な辞典に拠って

2 「本條ハ皇位ノ一日モ曠闕スヘカラザルヲ示」す、と強調される(伊藤博文『憲法義解』中の「皇室典範義解」 第一〇条部分 (国家学

一四四頁)。「一日不可曠」(一日も空位があってはならない)という文句は、この法

領域でしばしば登場するのが、つねであった。

会蔵版、丸善株式会社、一九三五年増補第一五版、

(3) 穂積・前掲書(注1) 二四五頁。

<u>4</u> 相続規定として再現されている。 旧法「祖宗ノ神器ヲ承ク」は、 消え去ったのではなくて、現在の皇室経済法(一九四七年法四)第七条に「皇位に伴う由緒ある物」

5 日本学士院編『帝室制度史』第三巻四三六頁以下、吉川弘文館、一九三九年。 なお伊藤博文・前掲書 (注2)

四頁も参照。

0)

(6) 日本学士院編·前掲書(前注)四三八頁。

(7) 前注におなじ (傍点引用者)。

(8) 伊藤博文·前掲書(注2) 一四四頁。

(9) 前注(注8)におなじ。

(10) 日本学士院編・前掲書(注5) 四三八頁。

(11) 前掲書(注5)四四〇——一頁。

(12) 前掲書(注5)四四四頁。

明治皇室典範第一〇条 (崩御=即=皇嗣継承) の成立過程 その前史

次に、では一体、どんな前史:元老院のばあい

61

次に、では一体、どんな過程を踏んで皇室典範第一〇条が成立したのだろうか、という辺りをさぐってみることにした

意識上に登らなかったのかもしれない。 する定めも見当らない。この段階(一八七〇年代後半〈明治九~一三年〉)、元老院レベルでは、この論点自体が関係者らの も置いていない。さればといって、のちの明治皇室典範第一○条のごとき、践祚は天皇崩御を唯一の原因とすることを示唆 における世襲制をとって、継承順序の定めを置いているが、天皇の生前退位 明治皇室典範一般の成立過程については、豊富な研究の積み重ねがある。ここでは、そうした先行業績を背景におい 元老院「国憲按」に集約されるうごきに着目してみる。その、いわゆる第一次・第二次・第三次いずれも、 (譲位) に関しては積極も消極もどちらの規定 て、

岩倉具視の建議

に関心を示しつつあった。こうして出て来たのが、「奉儀局或ハ儀制取調局」を設立して、憲法調査を開始すべしという岩 た譲位・践祚などに関する主題が浮かび上がってきたのである(ちなみに、ここで「太上天皇」とは皇位を譲ったあとの前 太上天皇」および「即位 **倉の建議であった。提案にかかる奉儀局で調査すべき議目が、** 兀老院の憲法制定作業を横目でにらみながら、太政大臣岩倉具視を中軸とする天皇側近もそれなりに憲法制定のありよう 践祚 即位宣誓儀式」の項目が挙がっている。こうして、元老院レベルでは取り上げられなかっ 同時に示唆されていて、そのなかに「太上天皇 法皇

天皇の尊称で、「上皇」とも謂う。「法皇」は、

譲位後、

仏教に帰依した上皇の謂いである)。

要セサル事」とほぼ同文で確認されている。

目については、「大綱領」を敷衍した「綱領」でいま一度「帝室之継嗣法ハ祖宗以来ノ模範ニ依リ新タニ憲法ニ記載スルヲ

挙げ、さらに第二に「一 帝位継承法ハ祖宗以来ノ遺範アリ別ニ皇室ノ憲則ニ載セラレ帝国ノ憲法ニ記載ハ要セサル事」と た。それが一八八一年〈明治一四〉七月の「大綱領」である。このプログラムの第一で「一 款定憲法之體裁可被用事」を るのであるが、こうした方向へのうごきに対して岩倉具視は、「奉儀局」建議の延長線上で一種の牽制球を投げるのであっ して皇室典範が制定されたのであったから、「大綱領」どおりのことの運びであった、ということになる。 いう処理原則を掲げている。のちの歴史経過では、明治憲法は欽定のそれであったし、 わゆる「明治一四年政変」を経て、明治政権は伊藤博文らを西欧に派遣し、 かの地での憲法調査に当らしめることにな 明治憲法と別建ての特殊皇室立法と このうち第二項

知っているように、中世以来の「遺範」によれば、 そして岩倉らにとって記憶にある、慣行としての生前退位を許容していたらしい、と考える余地がある。 綱領」・「綱領」レベルでは、一義的ななにものもないのである。ただ、岩倉らは、先に指摘した「奉儀局調査議目」にあ れるのか、依然として私には疑問が払拭できないが―― って一太上天皇 問題は、 しかしながら、こと生前退位関係にあっては、「祖宗以来ノ遺範(あるいは模範)」といっても、 法皇 贈太上天皇」なるものが語られているところから推定して、 譲位が 「崩御=即=践祚」の方式が「恒典」だったというのだから、「大 「常例」であったのに反し、上代に遡れば かれらは、 中世以降 -どれだけ史実に頼 「常例」であった、 われわれが既に

制度取調局の取り組み

さて、 伊藤博文らは一八八三年 〈明治一六〉八月帰朝、 翌年三月、 伊藤の建議に基づいて宮内省内に制度取調局が設けら

れ、 たく同文の命題を再現させていて、皇室典範一〇条への道筋が確認されたことになる。 範一○条へと到着する道筋がつけられたことになる。皇室法草案二は、その第一七で、右引用の草案第一の第一○とまっ(5) 即=践祚の線が早々ととられてのは注目に値する。先走って言うことになるが、ここを起点として、結局において、皇室典 二登位セラレ崩御ニ至ルマテ位ニ在ラセラル、モノトス」とあって、譲位(生前退位)は暗黙裡のうちに否定され、 の準備過程がはじまることになる。制度取調局立案の皇室法草案にあっては、最初の草案第一〇に「天皇ハ先帝崩御ノ時直 伊藤自身その長官となる。そこから一連の「皇室法草案」が出され、八〇年代中葉から後半にかけて徐々に皇室典範へ 崩御川

る、 ノ時儲君直ニ天皇ト稱スヘシ」とあって、直截、かつ端的に生前譲位の制度を否認し、崩御(=「登遐」) そういうことがあったからであろう、一八八六年の宮内省立案第一稿皇室制規の第九では、「天皇在世中ハ譲位セス登遐 いわゆる「上古ノ恒典」が前面に出されている。 =即=践祚とす

开上毅「謹具意見」

たのである。 りながらたまたま制定作業の圏外にいた宮内省図書頭・井上毅の「謹具意見」を誘発し、そのことに関連して、有名になっ(?) 法案の第一が、「皇位ハ男系ヲ以テ継承スルモノトス」と皇統における男系主義を原則としながらも、「若シ皇族中男系絶ユ ルトキハ皇族中女系ヲ以テ継承ス……」として、条件づきで女帝を容認する立場を宣明したことが、法制官僚のトップに在 じつは、この皇室制規は、明治皇室典範成立史において、特別な意味があって、いささか有名である。というのは、この

-ギッシュに展開している「謹具意見」が注目を惹くのは、もっともなことである。しかしながら、この文書で井上は、 時あたかも今日の日本では「女帝」論がままびすしく飛び交っていて、「女帝」反対論をまこと雄弁に、かつ、イデオロ

十四四 のである。 はこう論ずることによって、譲位の制度をまったく排斥した前引の宮内省立案第一稿「皇室制規 るか譲位をとるかの二途があるが、ときにより攝政を置くよりも譲位の処置を講じたほうがいいのだと主張している。 に「譲位」論を論じているのである。すなわち、天皇が違豫心疾の状況にあって、自ら政務を執り得ないばあい、 「女帝」論を第一テーマとしつつも、「意見第二」としてもうひとつのテーマを「天皇違豫、(8) 天皇末丁年又ハ政務ニ堪へサル間ハ攝政ヲ置ク」)を批判し、「第九」の削除(および「第十四」の修正)を提言する 攝政ノ事」と題して、それ相応 第九」(ならびに「同第 攝政をと

ことをコッソリと済ますわけにいかない。どうしても議院の関与を経て人民に宣告する手続をふまなければ、天皇という権 ニ譲位アラセ玉フ、尤モ美事タルヘシ」〉。 (º) 依リ容易ニ国難ヲ排除スル事ヲ得」たという事例があるではないか。これとちがって攝政にあっては、「此レヲ議院ニ問ヒ 威のほかにもうひとつの権威たる攝政を置いて、これに「政事ヲ攝行スル力」を持たせることはできない。人民が抱く「王 ―ちょうど恰も陽成天皇がそうであったように――「天子ノ失徳ヲ宣布スルニ至ラズ人民ヲ激動セズシテ外ハ譲位ノ美名ニ がふたりいる」という印象を払拭するのは、「言うは易いが、おこなうのはむずかしい。」これに反し、譲位のばあいには たほうがいいばあいがあるのだ。「時宜ニ由テハ攝政ヲ置ク」こともあり得ようが、「叡慮次第ニハ、并ニ時宜次第ニハ、穏 議院ノ検査ニ任シ物議ヲ激シ人心ヲ動カシ泥中ノ闘牛ノ如キ」ことになるおそれがある。したがって、譲位という手を使っ 井上はどういう理屈で、譲位制度の存続をよしとするのだろうか。かれによれば、 攝政のばあいには、 〈 攝政が置かれた

井上「譲位」論のポイント

かれの見解を非常に要約して言えば、こうである。 攝政には議会をつうじて人民に宣告し、なんらかの納得を得ることが

理屈の固まりである。

非民主主義的であり、高度に便宜主義的である。天皇制的秩序の維持・天皇家のスムーズな運営といった制度的・客観的な 替りという線でやってのけられる利点があるではないかとする論理である。いま流のことばを用いれば、井上理論は顕著に 不可避であるのに、譲位は人民による公知なしに――その理由など明らかにせずに―― 一宮中内かぎりで片付けられ得る、代

選択した天皇にある種の同情を示しているのを、私としては看過したくない。 ども、それにつづいてすぐ「此レモ亦時ニ取テノ一時ノ変通法ナルヘケレバ塞カレンコト如何アラン」と付加して、譲位を「職機の変にとる方法」 代ではない。逆に井上は、天皇が退位して仏門に入ることを「固ヨリ好マシカラヌ事」と消極評価を表明してはいる。 識に属する。もちろんここで井上に、「信教の自由」を語ることを期待するのは無理というものである。まだ、そういう時 ある。退位した天皇に――太上天皇という尊称とは別に――法皇という尊称が与えられるようになったのは、われわれの常 天皇が佛教に帰依し俗を脱して佛門に入ることを希求し、そのために退位するという事例の多いことに言及しているからで 私には思える。というのは、「謹具意見」のなかで、譲位という制度は「天子佛法ヲ好ミ玉フニ起リシ事ナレハ」といって、 とはいえ、その井上にも譲位を選択したく思う天皇の側の主観・願望に、まったく意を用いていないわけでもないように、 けれ

義をよしとする傾向がある。譲位の制度を「美事」と評して、その存置のために論ずる井上は、明らかに後者の性向に拠っ 特徴的である。反面しかし、ことによってはたいへんオポチュニスティックなところがあり、融通無碍を好み、まぁまぁ主 法制官僚としての井上は、一方でいわゆるストラクチュアリスト(厳格法学者)であり非常にリガリステックであるのが、

うち「女帝」否認論のほうは支配層の賛同を集め、それはそのまま皇室典範の男統・男子主義へと直結するのに反し、生前 このように井上は、 生前退位否認論を採る皇室制規に反対の 「謹具意見」を提出した。ところが、おなじ「謹具意見」の

退位=譲位存続論のほうはほとんど人気を呼ばず、 のちにいささか考究されるであろう。 結局は体制側に採用されることなく消滅することとなる。その間の経緯

シュタイン「帝室家憲」との関連

見出しがたい。既述のように皇室制規では直截・端的に譲位は切り棄てられているのに反し、シュタイン「帝室家憲」では、 譲位があり得ることを前提として、このことにつき次のように記述しているからである。 のことの当否を問わないでおくが、こと譲位制度ではっきりしているのは、少なくてもこの部分では、皇室制規との連繫は 宮内省法制官僚が皇室制規を作成するに際し、シュタインの「帝室家憲」が「大きく参照された」といわれる。 いま、そ

ス一定ノ公式ニ依り書面ヲ以テ之ヲ證明シ譲位セントスル皇帝ノ家事モ亦タ之ニ因テ定ムヘキモノトス」(ヨ) 第七條 譲位 皇帝譲位セラレントスルノ場合ニ於テハ各高殿下、殿下及高等僧官ヲ招集シテ之ニ其旨ヲ言明シ必

から、そもそも譲位を認めない帝室制規(第九)とは、全然ちがうと言ってもいいくらいである。 いるのではない。井上は、譲位は宮中でこっそり制度内的にウチウチでおこない、むずかしいことさらけ出さずに済むから シュタインは譲位を認めたうえで、それが正当な理由にもとづいていることにつき、一定の説明手続を要求しているのだ 他方また、シュタインの立場は、井上の譲位存置論とも異質である。つまり、井上はシュタインに拠って譲位論を説いて 権威の公衆的な承認を要する攝政とちがって――都合がいい、というのがかれの立論の基礎である。これに反しシュタ

宮内省の皇室関係法案起草は、その後、第二稿、第三稿そして一八八六年〈明一九〉七月の「宮中顧問ノ議ヲ経タル修正

インは、ウチウチ策を排斥し、一定の説明手続と前提としてのみ、これを容認しているからである。

案」へと展開するが、譲位は、ついに復活採用されることなく、 攝政制度へと吸い取られてゆくのであった。

より完成度の高い一八八七年一月一二日づけの「皇室法典初稿」 ことになる。かれの手による最初の法案(帝室法則綱要)では、譲位の定めがなく、もっぱら攝政のことが語られているが、 宮内省による立法作業は、なぜか完結しないまま、こんどは、この法領域に詳しい柳原前光(元老院議官)に任かされる | なる文書においては、どういう経緯でか俄然、譲位が復元

嫡出ノ皇太子又ハ皇太孫成年ニ達スル時ハ位ヲ譲ル丁得 第八條 天皇ハ 皇極帝以前ノ例ニ依り終身其位ニ在ヲ正当トス但シ心性又ハ外形ノ虧缺ニ係リ快癒シ難ク而シテ し次のように採用されている。

ちがいない。柳原は人脈上そういう層と深いつながりがあったから、これら支配層の立場を反映したのかもしれない。 そして、これと平仄を合わせたように、第三條には「譲位ノ後ハ太上天皇ト號スルフ)文武帝大寳令ノ制ニ依ル」とある。 天皇側近の宮中派には、先にも示唆したが、過去最近まで継続していた譲位の慣行に親近感を持っていた人びとがいたに

- 1 際には、「信山社版」と略記する)。 或ハ儀制取調局開設建議(岩倉具視、明治十一年三月)」(以下、本稿では、この書物およびその続篇『明治皇室典範(下)』を引用する 小林宏·島善高編『明治皇室典範[明治22年](上)』(日本立法資料全集16、信山社、一九九六年)、二九二頁以下、[資料11]「奉儀局
- (2) 信山社版二九九頁以下、[資料4]「大綱領(岩倉具視、明治十四年七月)」。
- 当然視されているのは、 日御歴代ノ院號サヘモ御廃止ノ時ナレハ、釋氏ニ出ル法號等ハ / 皇室ニ於テ口ヲ閉チテ可ナリ」。要するに、〈皇位を退いた前天皇に 太上天皇」という尊称を用いるのは、もちろんのことである。仏門に入り法皇となった前天皇にいかなる院号を奉るかは、仏教界のこ この時期、その地位および発言力において一目おかれていた伊地知正治の皇室制度論ともいうべき口述筆記録 [資料15] 「伊地知一等出仕口演筆記」)において、検討項目のひとつに「太上天皇干法皇」が挙がっており、そこでは譲位制の存続が 言及に値する。その項で、いわく、「仙洞二被為入候得ハ太上天皇ノ尊號ヲ宣上スルハ勿論ナリ、法皇ノ事ハ今言及に値する。その項で、いわく、「仙洞二被為人候得ハ太上天皇ノ尊號ヲ宣上スルハ勿論ナリ、法皇ノ事ハ今 (信山社版、三〇一頁以

〜 〒1上豆 「st」「叮一豆人」、「賃半4」「mmerical ou)」。とがらであって、外からとやかく言うべき筋ではあるまい〉というのである。

- (4) 信山社版 上巻 二四一頁以下、[資料24]「皇室法草案一」。
- 5 ごく例外的に譲位が生ずべきことを定めている。この条項の趣旨は、察するに、〈新しい天皇が即位したあとになって、皇位継承順位の より高い、 第二十に「新帝即位ノ後皇位ヲ継承セラルヘキ先帝ノ皇子御降誕アラセラル、トキハ新帝ハ直ニ其皇子女ニ譲位ナサルヘキ事」として、 を強制するという、ラディカルな制度が構想されていて、面白い。 されよう――新帝はただちに、この皇子女に皇位を譲らねばならない〉ということにあるだろう。ここでは、折角就任した新天皇に退位 信山社版 先帝の皇子女が生まれた際には一 二四三頁以下、 [資料26]。ところで、この草案(ちなみに、この案では「女帝」を容認しているのであるが)には、 ――たとえば、庶出の皇子が皇位に就いたのち、 嫡出の皇子女が誕生したばあい、などが想定
- 6 信山社版 三四五頁以下、 [資料29] 「宮内省立案第一稿皇室制規(明治十九年)」。
- (7) 信山社版 上巻 三四七頁以下、[資料3] 「謹具意見 (井上毅、明治十九年)。
- 8 七月)」(信山社版 三六四頁以下、[資料35])に、それの定義が出ているので、紹介する。いわく「茲ニ違豫ト云フハ両耳聾両目盲癡瘂 「違豫」という語は現辞典等でもなかなか見掛けないが、たまたま「宮中顧問ノ儀ヲ経タル修正案帝室典則 (宮中顧問官、

癲狂折傷ノ甚シキモノ等ニテ治癒ノ目途ナク政務ニ堪へサルノ時ニ限ル」。

- 9 史上、 ばあいを挙げている。第五七代・陽成天皇(在位八七六~八八四)は、井上の解説が示すように、「昏狂ニシテ君徳闕クルコト」 ブをとったのかという細部はかならずしも判然としないらしい。けれども、陽成天皇の乱行ぶりは顕著な事実であり、 「天子ノ失徳」を公にしないで、ウヤムヤのうちに「譲位ノ美名」のもとで、皇位継承をさせてしまった例として、 、ゴーズ・セレブル、であると言える。 太政大臣藤原基経などのはからいで、光孝天皇へ皇位を譲ったことになっている。譲位につき、だれがどのようにイニシャティ かかるものとして、 があっ
- $\widehat{10}$ ものは私事ではなく「祖宗」からの引き継ぎによるものであるから、健康回復したからといっても「祖宗ノ霊ニ対シ再ヒ登祚ヲ望マセ給 健康回復して執権に戻るのは容易だから、 ひとたび譲位したあとで、僥倖にも健康を回復した際に、もう一度帝位に復するのはむずかしかろう。これに反し、 井上はまた、「謹具意見」において、譲位に反対し攝政で間に合わせるほうがベターだとする論者の主張する理屈 つまり譲位した以上は、 復位するなどということは望むべきでないのだ、と答えている。 攝政のほうがよろしかろう〉とする議論-――に、次のような論駁を加えている。 攝政のばあいには、 〈皇位という

- (11) 信山社版 上巻 [資料30]、前掲注(7) 三五二—三頁。
- (12) 稲田正治『明治憲法成立史の研究』二六九頁、有裴閣、一九七九年。
- $\widehat{13}$ する仕組みになっている)。 る。このことにより、攝政はあくまでも攝政にとどまり、どんなばあいでも――たとえば、皇帝の死去、攝政期限の到来などにおいて― 二渉リ仍ホ皇帝ノ疾病快癒ノ望ナキトキハ」、立法院の承認を得て、新しい皇帝の皇位継承がおこなわれる構造になっていることである。 おこなわれ新帝が就位し、かっての皇帝はもはや皇帝ではなくなる。これは譲位=生前退位の変型であるが、退位にはちがいないのであ つまり、シュタインの立場からすれば、期限つき攝政の期限が満了としたならば、結局において、皇帝存命中にもかかわらず皇位継承が っては、〈退位したい〉という皇帝の意思・願望が重要要素たり得ている。第二、シュタインの語る「攝政」論では、「攝政五箇年ノ久キ 位」にあっては、この種の客観的な条件なしにただ「皇帝譲位セラレントスル場合」という具合に叙述されていることである。譲位にあ シ疾病ノ為ニ政ヲ親ラスル能ハサルノ場合」、とられるべき措置として「攝政」につき叙述している。ここで私の注意を惹くのは、次の |点である。第一、「攝政」にあっては、皇帝が「疾病ノ為ニ政ヲ親ラスル能ハサルノ場合」という要件が挙げられているのに対し、「譲 攝政であった皇族がそのまま帝位に就くということは、想定されていない(逆にいえば、とっておきの最高順位者たる皇族が皇位継承 (なお、シュタイン構想にあっては、 上巻 三三五頁以下 [資料23] 「帝室家憲」三三八頁、シュタインは、おなじ「第七條 攝政の地位は、皇位継承順序最高位の皇族ではなくて、第二順位にある皇族によって占められ 譲位」の第二項において、「皇帝若

的・客観的な利益からのみ、捉えていたことに一因するのではないか、と思えるのである。 代替)可能な関係にある二制度と考えがちであるが、それは、われわれが両方を、天皇の執務能力欠如のばあいの措置という、 「天皇の退位」をテーマとする本稿では、攝政を直接取り扱うことはしない。とかくわれわれは、生前退位 (譲位) と攝政とを交換

14 二堪へサル間ハ攝政ヲ置クヘシ」(第十)などの攝政に関する規定が表面に出て来る。そしてこの調子は、そのまま修正案帝室典則へと つづいてゆく。信山社版 上巻 第二稿帝室典則はその第九によって、明示して譲位を否定しているが、第三稿のそれでは、そうした規定さえ消滅し、「天皇……政務 [資料3]、[資料33] および [資料35] 参照。

論理」に則したものではあるが、 立てをおこなっている。かれは、ここでは、〈崩御=即=継承という策(譲位否定の策)は、「欧洲ノ天子不死ト云格言ヨリ采擇サレタル 井上は、譲位を明示的に否認している第二稿帝室典則に対して、あらためてふたたび、つまり「謹具意見」の立場を固執して、異議申 日本には日本の事情、 すなわち、「我カ祖先帝王ニ譲位ノ事アラセラレタル事実」があるではないか。

(15) 信山社版三七〇頁以下、[資料37]「皇室法典初稿(柳原前光、明治二十年一月十二日)」。

従来からの持論を繰り返し主張しているのである。

それを軽視すべきではなかろう〉と、日本の、事実たる旧慣の存在に力点を置いている。井上はさらに返す刀で、〈攝政を決めるのには

どうしても紛議が生じる。イギリスのように議院が攝政の当否を討議するということにでもなろうものならば、「恐悚ニ堪へズ」〉として、

= 明治皇室典範第一〇条 (崩御=即=皇嗣継承) の成立過程 枢密院御諮詢にむけて

井上の「譲位存続」論再訪

ある。こうして、 その結実は、「皇室典範」という名称を冠して作成された文書(一八八七年〈明治二〇〉二月)である。その第一三条に、(②) 変通ノ道ナリ」と、この譲位制度を正当化しているのである。 陽成天皇などが疾病時に譲位した例があるように「天皇重患ニ因リ大位ヲ遜ル、ハ亦一時ノ権宣(時と場合に応じた適当な れるべきであるという構えをとっている。「説明案」は、光仁天皇(在位七七〇~七八一)、平城天皇(在位八〇六~八〇九)、 の悪しき歴史が語られる。これを前提として次に、本条本文、すなわち「天皇ハ終身大位ニ當ル」とする定めは、「中古以 政ヲ恣ニシ両統互譲十年ヲ限リトスル」という具合に、譲位がやたらにおこなわれるようになってしまった〉と、 している。まず、〈神武天皇から舒明天皇に至るまでの三四世は譲位の例を見ることはなかった。ところが「中古以来権臣 上は、譲位存続に関する持論を前面に押し出している。また、この文書に付随する「説明案」で、井上は、次のように注解 無関係であったわけでもない。かれは、 「天皇ハ終身大位ニ当ル但シ精神又ハ身體ノ重患アルトキハ皇位継承法ニ依リ其位ヲ譲ル丁ヲ得」と定めることにより、 井上は、この時期、 引用者)ニシテ実ニ己ムヲ得サルニ出ル者アリ」と断ずる。そのうえで「大位ヲ遜譲シテ国家ノ福ヲ失ハズ是レ亦 終身在位の原則を打ち出しておいて、しかし、例外として「但し書」により例外として譲位の余地が残さ 引用者) 柳原を基軸として展開しつつある皇室法立案作業には直接に加わっていないものの、立場上まったく 慣例ヲ改ムル者」であり、「上代ノ恒典」へと復旧することをねらいとする、と説明されるので 柳原らの作成した皇室制規の検討をつうじて、かれなりの案作りに着手している。 中世以降

「ブロンチュリー氏」の援用

治皇室典範作成の最終段階であるこの時期、一八八七年ころのことであっただろう、と推測する。(3) 無カルヘカラザルコトヲ論セリ」、という。ここで言及される「ブロンチュリー氏」とは、加藤弘之訳・ブルンチュリ『国 それである。いわく「欧洲ノ政学者、廃立ヲ斥ケテ遜位ヲ非トセズ而シテ近世ブロンチュリー氏ニ至テハ亦実ニ権宣處分ノ 法汎論』の著者にほかならない。私は、井上がどのように自分の理論形成をはかっていったのか、その過程を、 れ一流の持論をこんどは新しく西欧の理論家の言説に依ってバック・アップしていることである。末尾につけた括弧書きが うに井上の持論であり、 ていない。けれども、井上がその譲位存続論との関係でブルンチュリ『国法汎論』に援用価値を見出すにいたったのは、 つまり、 譲位は国家的な利益を失わず、「変通ノ法」(融通無碍の便利な手段)であるという言説は、 かれはここでそれを繰り返しているのである。ただ、ひとつちがうのは、この「説明案」では、 厳密に辿っ 明

ブルンチュリ『国法汎論』における退位のこと

ば〈abdication〉、 ブダング」と注記されている。つまり〈Entsagung od. Abdankung〉に該当するらしい。これは、 にはわかりにくいものがあるが、これは「ヘル、スト、デル、ヘルシャフト」と表出されている。つまり、 中の「第十一款 Herrschaft)、すなわち「(君主)支配権力の喪失」のことらしい。その冒頭に 前退位説とは、いかなるものであったのだろうか。この本において君主の退位を扱っているのは、国家元首に関する巻之六 では一体、かねてからの譲位論者であった井上が、 政柄ノ失去」という見出しのもとに書かれている部分である。見出し語自体、 つまり、退位とか譲位とかの意味になる。ここでは、煩をいとわず、まず最初のパラグラフを一 わが意を得たりとばかりに飛びついたブルンチュリ 一辭謝」とあり、「エントサーグング又アン もうすでに現代のわれわれ いずれも英仏語でいえ 『国法汎論』 < Verlust der</p> の生

の注記のみ省略して――そっくり再言しようと思う。

炐ハ、其自由ニ任シテ可ナリ、然ルニ此自由ヲ妨ケテ、猶政柄ヲ掌握セシメント欲スルモ、素ト治国ノ責ニ任スヘキカ ノ足ラサル者ヲシテ、強ヒテ其責ヲ負荷セシメントスル丁ナルカ故ニ、甚タ理ニ当ラス、且ツ国事ヲ好マサル者ヲシテ、 [第一] 辭謝 エントサーグング又アンブダングング 君主政権ヲ辭謝シテ、之ニ附属セル義務ヲ棄テント欲スル

強ヒテ国事ヲ掌ラシメント欲スルモ、国家ニ於テ小益アラスシテ、却テ害アリ。」

ころがなく有害である〉というのである。 者に過分の責任を負わせつづけるという、理屈に合わないことだからである。そのことはまた、国家にとっても、益すると 要するに、〈退位の自由を承認するほかない。退位を欲する者を無理矢理地位にとどめておくのは、 意欲なく力の足らない

- 2 かろう、と示唆するのである。 担当する者は、途中で好き勝手に止めるわけにはゆかない。著者は、このようなばあいの退位の不自由は、やむを得な いる。例外とは、著者の出身国であるスイスの一邑、小民主国にみられるばあいであって、ここでは選挙されて執権を ただし、ブルンチュリは、この一般論に対して、例外もあり得ると考える。それが右引用の末尾に割注で挿入されて
- 3 することになる、というのである。 退位するものの、一定の条件の発生により、いま一度復位(再就位)すること、の約束が有るか無いか、である。 した約束が無いばあい(無約辭謝)には、復位はあり得ず、そうした約束が有るばあい(有約辭謝)にあっては、復位 ついでブルンチュリは、世襲君主制のもとで採られる譲位の分類を提示する。区別の標識は、 重祚、すなわち一旦は
- 4 Ausdrückliche Entsagung)にもとづいておこなわれるのであるが、ブルンチュリは賢明にも、ここにおいて一種の変 譲位なるものは当然、退位を欲する当該主権者の意思表明(アウスドリュックリへ、エントサーグング、「明謝」、

型が ち一六八八年一二月一一日を起点として生じた空位事態を挙げている。 ギリス・ピューリタン革命時における前期スチュアート朝最後の君主ジェーム二世がヨーロッパ逃亡した時点、すなわ いであっても、 (Stillschweigende Entsagung) と名づけられる異種であって、読んで字のごとく、 あるのを見逃していない。 四囲の状況からみて「自然辭謝トナル者」のことである。 これは かれにより「黙謝 スチルシュワイゲンデ、 ブルンチュリは、この形態の一例として、イ 明示の退位意思の表明がないばあ エントサーグング」

- (5) 戴冠式において宣誓するよう義務づけられる。したがって、君主は誓いに反しプロテスタントたることを止め、 るにいたり(「アイントリット、アイネル、アブソルーテン、ウンヘーヒグカイト」(Eintritt eimer absoluten である。 ックに転宗するにいたったならば、退位しなければならない。ブルンチュリは、こうした法制度のことを指しているの 結婚してはならない。君主たる者は、自らプロテスタントであって、イギリス・スコットランド国教を維持することを、 の例になるのだが、イギリス国王は法上ローマ・カトリック教徒であってはならず、また、ローマ・カトリック教徒と Unfähigkeit))、その結果、法上の効果として生ずる退位のことである。よく知られているように、ここでもまた英国 退位に関連してブルンチュリが論述するもうひとつの事項は、君位に在る者が国憲上一定の絶対的欠格条件に該当す
- **6** 題というよりは政治権力の問題であるので、ここでは、これ以上触れないでおく。 (Entthronung. 君位剥奪)へと展開する。が、これらは、譲位を扱う本稿の埒外にあるばかりではなく、 かれの叙述は、 さらに、「廢位アインセツツング」(Einsetzung. 入れ替え) および 「奪位エント、ロオヌング」 所詮は法の問
- 7 に頑張る。そのばあい井上の立論の基礎は、ひとつは、 井上は、右に紹介したブルンチュリの所説に意を強くして、以下本文に示されるようになお暫時は、 中世以降天皇家の伝統的な譲位慣行の存在、 それが秘める融通 譲位存続のため

という考えであった。井上が、とりわけてブルンチュリの議論に確信を以って賛成していたのか、それともブルンチュ 無理矢理留位させつづけるのは、本人との関係で理に合わないばかりではなくて、国家のためにも益するところがない 無碍な特性を評価する点、にあるとともに、もうひとつ、ブルンチュリの説くところ、すなわち、退位を希望する者を い。この点を解く有効な判断材料に欠けるからである。 リ論の援用はかれにとって、第一の、かれ本来の立論を補強するための、単なる手段であったのかは、私にはわからな

ブルンチュリ『国法汎論』で道草を食った感がある。本稿の立て直しをはかって、 明治皇室典範立案作業の過程を辿る本

柳原「皇室典範再稿」

道へと戻ろうと思う。

院ニ諮詢シ皇位継承ノ順序ニ依リ其位ヲ譲ルヿヲ得」。見てのとおり、この文章は、先に引用した井上起案「皇室典範(ア) その第一二条において次に示す条項が出てくる。「天皇ハ終身大位ニ當ル但シ精神又ハ身體ニ於テ不治ノ重患アル時ハ元老 るのは、 第一三条と基本的にはおなじである。終身在位を原則としつつ、例外的に生前譲位を認容するという構えである。新規であ 帝室家憲」のアイディアの踏襲であろう。 柳原サイドの立法作業が「皇室典範再稿」として一応の結実をみたのは、一八八七年三月下旬のことである。そこでは、 譲位につき「元老院ニ諮詢」するという手続要件の挿入部分である。これは察するに、先に紹介したシュタイン (案)

伊藤の高輪別邸での検討会

明治皇室典範への道程は、この辺が、 いってみれば胸つき八丁に当たる。この柳原案を爼上に載せて、 伊藤、 柳原、 井上

総理大臣伊藤博文を指す)。

らが伊藤の高輪別邸で検討会議がもたれたときの記録が残っている。かれらは、 どんな討議を交したのであろうか。その部分の「談話要録」をそっくりそのまま引用しておこう(そこにある「大臣」とは、 いま問題にしている第一二条を素材にして、

得ベシト云ヘリ ラシメズ攝政ヲ置テ百政ヲ攝行スルニアラスヤ昔時ノ譲位ノ例ナキニアラスト雖モ是レ浮屠氏ノ流弊ヨリ来由スルモノナ リ余ハ将ニ天子ノ犯冒スへカラサルト均シク天子ハ位ヲ避クヘカラスト云ハントス前上ノ理由ニ依リ寧ロ本條ハ削除スヘシ 意ニ其位ヲ遜レ玉フノ理ナシ抑継承ノ義務ハ法律ノ定ムル所ニ由ル精神又ハ身體ニ不治ノ重患アルモ尚ホ其君ヲ位ヨリ去 井上
『ブルンチェリー』氏ノ説ニ依レハ至尊ト雖人類ナレハ其欲セサル時ハ何時ニテモ其位ヨリ其位ヨリ去ルヲシュステ 本案ハ其意ノ存スル所ヲ知ルニ困シム天皇ノ終身大位ニ當ルハ勿論ナリ又一タヒ踐祚シ玉ヒタル以上ハ随

大臣 然リー家ノ学説タルニ相違ナシ本條不用ニ付削除スヘシ」 但書ヲ削除スルナレハ寧ロ全文ヲ削ルヘシ其『ブルンチェリー』氏ノ説ハ一家ノ私語ナリ

伊藤の生前退位否定論は、まったく以って単純明解である。〈天皇という存在は「終身大位ニ當ル(のは)勿論ナリ」、継承 るのであった。 は犯罪をおかしてはならない」というのとおなじように、「天皇は皇位を譲り渡してはならない」のだ、と高飛車に言明す 制度が中世以降から発達してきているのは否定できない。けれども、しかし、これは仏教に帰依するの余り出てきた流弊 は法律上課せられた義務であって「随意ニ其位(を)遜レ玉フ」などということは、以っての外である。なるほど、譲位の (世のなかに伝っている弊害)にほかならない〉。譲位を仏教がもたらした弊害の産物だと断定し、そして、あたかも「天皇

柳原は、 伊藤の言説に、 不思議なほどたわいなく(というのは、 かれはこれまでに譲位存続を前提とする法案作成をして

間違いない〉と同調することにより、 きているからである)、伊藤の生前退位否定論に同調してしまっている。そして、井上が懸念に依拠しようとするブルンチ ェリの考えを、柳原はいとも簡単に、〈そんなのは、「一家ノ私言ナリ」〉と一蹴している。これに伊藤は、〈そうだ、そうだ、 柳原は面目を施し井上は面目丸つぶしの形になっている。

折角ブルンチェリーの見解を引き合いに出して譲位存続論を説いたものの、ここでの井上は、まことに以って生彩を欠い

伊藤「終身大位」の決定打

てしまっているのである。

條 によって作成された皇室法典初稿(第三条、第八条など)とがらりとちがって、終身在位の一本線が打ち出される。「第十 る余地のない原則となりおおせ、かかるものとしてこの策は、明治皇室典範では言うに及ばず、現行皇室典範のなかにさえ も貫徹し、いまの憲法研究者のあいだでさえもほとんど文句なく受容され得ているのである。 全に〈勝負あったり〉ということになる。すなわち、伊藤の採る「終身大位」策が例外(やむなき方便としての譲位) 先走って言うことになるが、この伊藤・井上・柳原のあいだで交された高輪別邸会談の段階で、譲位をめぐる議論は、完 高輪別邸での検討会議を経てまもなく柳原の手により作成された「皇室典範草案」にあっては、わずか数ヵ月まえに同人 天皇崩スル時ハ皇嗣即チ践阼ス」(傍点―引用者)という文言で示されるところのものが、それである。

枢密院御諮詢案

の完成作業がおこなわれ、その成果がまず「皇室典範草案」(一八八八年五月)となって現われ、これを基礎に、ほとんど これをうけて、それ以降、翌一八八八年〈明治二一〉春までのあいだに、こんどは井上の手により、皇室典範最終形態へ

う。 階では、「第二章 ク」という文章形態で、 日を措かず、新設成った枢密院の諮詢をもとめるべく「枢密院御諮詢案皇室典範」(ユタ) 前者での二ヵ条が、ここでは一ヵ条に統合されている。 践阼即位」「第十條 踐祚即位」(傍点—引用者)「第十條 例外なき終身在位原則が採択されている。これが、「枢密院御諮詢案」として彫琢が試みられた段 天皇崩スル時ハ皇嗣即チ践阼ス しかし両案には実質上のちがいはまったくないと理解してよかろ 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」とあって、 第十一条 が作成された。 皇嗣践作スル時ハ祖宗ノ神器ヲ承 問題の論点につき、 前者

枢密院のストレート通過

にさらされたであろうか。三つの読会をつうじて、ことこの条文に関しては――たとえば、もっとも近いところでいえば、 この間にあって、第一〇条、すなわち生前退位を認めず、 そればかりでなく先に紹介したごとく、この論を体現した立法案が提示されもしたという、それまでの経緯に照らして考え 的な確信の持主であったようにみえる。少なくても、いずれかの過程で、この線にみんながまとまってゆくようになったら てみれば、並み居る枢密顧問官のうち、ひとりぐらいは、第一〇条に異論を述べ、その当否を問う議論があって当然ではな 攝政に関する条項と対照的に――質疑がまったく出なかった。井上のそれを典型とする生前退位認容論が説えられ、 かろうか、と思いたくなるのだが、全員沈黙のうちに、第一〇条は成立してしまったのである。どうも顧問官らはすべて、 〈天子たる存在は、犯罪を犯かすべからざるとおなじように、皇位から逃れることができないものなのだ〉という伊藤博文 皇室典範諮詢のための枢密院会議は、一八八八年〈明治二一〉五月初旬から開始され、 さて、そこでいよいよ枢密院でこの問題がどのように審議されたか、それを考察する順序となった。 崩御=即=踐祚 (終身在位)の線を固執する条文はいかなる論議 翌年一月下旬に幕が閉じられた。 かつ、

しい

っていたもののようである。

やないか〉という この間にあって――〈天皇だって人間なのだから、自ら欲せざるところを無理矢理押しつけつづけるわけにはゆくまいじ -井上を媒介とした――ブルンチュリ的な発想に立つ者は、 枢密顧問のなかには一人も居ない構造にな

- 1 島善高『近代皇室制度の形成』成文堂、一九九四年三五頁以下における井上毅の立案参加模様の記述参照
- $\widehat{2}$ 上卷 四〇〇頁以下、[資料4]「皇室典範・同説明案(井上毅、 明治二十年二月
- 3 制関係引用部分は とになる。その作業はのち「憲法義解・皇室典範義解」として結実し世に知られるのだが、その際は、当初あった説明文のうち、 的な取り組みを命ぜられ、その過程で、各法条のテクスト作成のみならず、各法条についての説明文(註解文)の執筆に全力をそそぐこ ルンチュリを含め比較法制的な言説の言及は、まったく無いのである。さて井上は、一八八七~八八年憲法および皇室典範立案への本格 にあったからである。しかるに、「謹具意見」にあっては、攝政制度との関係で独英の経験に触れているものの譲位論との関係では、ブ 徴のひとつは、能うかぎり外国法制・外国学者の言説を引き合いに出して、天皇家に伝統的なるものの存続を正当化しようとする方法論 こで、私の推測によれば、もし井上が一八八六年〈明治一九〉段階までに加藤訳本を読んでいたのであれば、かの「謹具意見」において 較的に大部の概説書を原本で読めるほどドイツ語読解能力を持っていなかったので、結局、加藤弘之の訳本に頼った、と考えられる。そ それ以前のいつ、井上はブルンチュリの書物(Allgemeine Staatsrecht, 4 Aufl., Stuttgart, 1868)に接したか、である。井上は、この比 ルンチュリへの言及は、時代的にも、また、言及されている内容のうえでも、平田訳本と関係がないのは、はっきりしている。問題は、 訳業で残った部分は、一八八八年〈明治二一〉八月に、平田東助訳、司法省蔵版として世に出された。いま本稿が扱っている井上の、ブ 譲位論を展開するに際し、ブルンチュリの生前退位論を援用したにちがいないのである。一般的にいえることであるが、かれの立論の特 《『法学協会雑誌』五八巻八号一一六七頁以下〈一九四〇年〉)一一七九頁、および同五八巻九号一三二六頁以下、一三三〇頁)。ところが 加藤弘之訳、イ・カ・ブルンチュリ著『国法汎論』は、その一部が文部省によって「明治壬申(一八七二年〈明治五〉)五月刊行」さ さらにその余のある部分を含めたものが、一八七六年〈明治九〉四月に公刊されている。しかし、これは完結訳本ではない。加藤の ――とくに、皇室典範に関係する箇所において――大巾に削除されたのであった (宮澤俊義、 林茂一憲法義解緣起」、

ってる。

定本として公刊された「憲法義解・皇室典範義解」の「稿本」に当たる文書には、「ブロンチュリー氏」という名が四回出てくるらしい 究』(続群書類従完成会、一九九五年〉に収められている、きわめて細密な「井上毅年譜」の一八八七年(明治二〇)八月の項に、「8月、 (木村毅『国法汎論』解題、『明治文化全集補巻 (二) 国法汎論』〈明治文化研究会編、日本評論社、 国法汎論』を読む」とある。この記述は、本注で指摘した私の推測と、うまく平仄が合う。 はじめて、「ブロンチュリー氏」の本格的な検討をおこなうにいたったものと推定されるのである。ちなみに、木野主計 すなわち約束された国会開設の期限到来が間近かに迫り、それまでのうちになされるべき憲法典作成が最終段階に差しかかった時期 一九七一年〉二〇頁)。井上はこの時 『井上毅研

- $\widehat{4}$ 一九七一年)の覆刻本による。該当箇所は、その六八~七〇頁である。ちなみに、早稲田大学図書館には、 以下、 加藤弘之訳、 ブルンチュリ 『国法汎論』の引用・言及は、 【明治文化全集補卷(二)国法汎論<u>』</u>(明治文化研究会編、 原本(第四版) 上下二冊が備 日本評論社、
- 5 すること)している。 れていたとかいったことは、問題として意識されてはいなかったのではないかと思う。天皇史研究者の教えを乞う。 いう約束の有無である。おそらく、日本のばあいは、こうしたことが譲位の際に「約束」されなければならないとか、 知られているように、日本の女性天皇は八名一〇代あったという。つまり、二名は、それぞれ一度、「重祚」(退位した天子が再び就任 男性天皇のばあいも、「重祚」した例が少なくない。問題は、これら復位が成立するに当たって、ブルンチュリの 前から「約束」さ
- $\widehat{6}$ 含め、いずれ稿をあらためて、このことにつき考察を進めたいと考えている)。 ら割り出された法原則である(なお、 これは、一六八九年の権利章典、一七〇一年のAct of Settlementおよび一七〇七年のSuccession of the Crown Actなどの諸制定法か 私は、イギリス憲法史における退位問題についていささか興味があるので、ブルンチュリの叙述も
- 7 一太上天皇ト稱スルコノ文武天皇大賓令ノ制ニ依ル」とある。 信山社版四三四頁以下 [資料4] 「皇室典範再稿(柳原前光、 明治二十年三月一四日)。この譲位条項をうけて、第一五条は「譲位ノ後
- 8 信山社版 上巻 四四七頁以下、 [資料45]「皇室典範·皇族令草案談話要録 (伊東巳代治、 明治二十年三月二十日)」。
- (9) 前掲書(前注17) 四五三頁。
- 10 信山社版 四五七頁以下、 [資料46] 皇室典範草案 (柳原前光、 明治 一十年四月)。
- $\widehat{1}$ 信山社版 四八一頁以下、 資料 50 「皇室典範草案 (井上毅、 明治 一十一年五月)
- 信山社版 四九七頁以下、 資料51 「枢密院御諮詢案皇室典範 (明治二十一年五月)。

むすびにかえて――その後の流れ・素描

あった。 サルトキハ皇族会議及枢密顧問ノ議ヲ経テ攝政ヲ置ク」)が準備しておいてあった攝政の制度を活かした。こうして皇太子 この法制のもとで――たぶん、外観のうえでは「難なく」という形容語を用いていい具合に――おこなわれた。この間にあ これを、明治皇室典範(第一〇条)は選び取った。爾来、明治から大正、大正から昭和へと三代にわたる天皇の皇位継承が 室典範第一九条(「天皇未夕成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク / 天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハ かず、そのとき、皇嗣による皇位継承がおこなわれる(それ以外のばあいには、皇位継承はあり得ない)とする法構成 裕仁親王はほぼ五年(一九二一年〈大正一〇〉二月~一九二六年一二月)、攝政殿下を経験するという、ことの成りゆきが って、心身の発達が十分でなかった大正天皇のばあい、一九二〇年代前後から政務処理に支障が生じたとき、支配層は、皇 寿命ある限りは天皇は天皇であり続けねばならず、生命の終りにおいてはじめて、いわば任期到来、 それと瞬時も措

がって、「大正天皇問題」は――「陽成天皇問題」とちがって――攝政という、いうなれば間奏曲風の雰囲気をともなう暫がって、「大正天皇問題」は――「陽成天皇問題」とちがって――攝政という、いうなれば間奏曲風の雰囲気をともなう暫 下されるまでは、 みてほとんど支障がなかったということになるであろう。すなわち、一九四五年八月における日本国憲法体制への大鉄槌が 定措置によって、 に支持する者がなく、かれはこの点に関するかぎり一敗地にまみれ、皇室典範は生存退位の可能性を完全に否認した。した もなう厄介事を処理するためには、攝政よりは譲位のほうがベターだという説を立てた。かれの説は結局、 さて、これに遡って、明治皇室典範がいまだ成立しなかった時代、本稿で明らかにしたように井上毅は、 譲位=生前退位の制度がなくても、大日本帝国はチットモ困ることはなかった、と大方考えられている。 処理するほかなかったのである。そして、この処理方針に欠けるところがあったかといえば、体制側から 支配層のあいだ 皇位継承時にと

こういう事態を、

譲位論者としての井上がもしなお存命であったならば、どう評価したであろうか。

この権威秩序はある意味でもっとアグレッシブになる傾向を示しはじめるようになっていた。したがって一九二〇年代はじ

めにおいては、大正天皇と攝政殿下との「ふたつの権威」の対立など、生ずる余地はなかった。すなわち、

井上が前提とす

う一ふたりの権威」 よりベターである、という考えであった。 れば、これに反し譲位制度にあっては、天皇の側の主観的な悪状況のあれやこれやをさらけ出すことなく、 めの手続きが是非必要である。ところが、それは「言うのは易いが、おこなうはむずかしい。」と観測していた。井上によ お家の事情」による代替りを、一方的にアナウンスすれば、それでこと足りる便利な方策である。このほうが、攝政制度 攝政制度にあっては、 がスムーズに並列することが不可欠であり、そのためには議会による同意の獲得その他の民意調達のた 現職にある天皇とその職務を―― -その名において-全面代行するところの攝政殿下とい 皇室のなかの

ところあればこそ、かれは、 りではなく、いわゆる「大正デモクラシー」にもかかわらず、治安維持法(一九二五年法四六)等による補強施策により、 攝政制において、一方における現天皇と他方における攝政殿下という、「ふたつの権威」の対立を恐れたのであった。 世天皇家によって辛うじて保持されているそれの延長線上にあるものであったにちがいないのである。そうだからかれは、 れがイメージした天皇制的な秩序は、強烈な幕藩体制のもと、それこそ"primus inter pares"でさえもない、気息奄奄の近 かれは天皇制的な権威の存在とはたらきに十分な確信が持てないでいたということがあるだろう。 八〇年代中葉、すなわち大日本帝国憲法および教育勅語を基軸として成立する天皇制がいまだ発芽期にしかなかった段階で、 こうした井上の攝政批判論 しかしながら、一八八〇年半ばとちがって、皇室典範の制定により憲法体系のなかに画然たる権威秩序が確立し得たばか 憲法の制定、 (譲位肯定論) 教育勅語の発布に渾身の努力を払ったのである。八〇年代中葉期に到るまでのか には、 かれに固有ないくつかの前提があっただろうと思う。そのひとつ、一八 天皇制的な権威に欠ける

る恐れは、天皇制的な権威が持つ力への多かれ少なかれペシミスティックな物の見方に支えられたものであったが、それは

いまや過去の遺産でしかないことがわかったのである。

だ。そしてかれは、その点で円滑な討議による承認調達という手続進行にオプティミスティックであり得なかった。そもそ もかれは一般に、国家運営における民主主義な要素が侵透することにいちじるしく警戒的であったのである。 やがて成立する元老院、または名目がなんであれ民選的な要素を含む議会、による審議が無いわけにはゆくまい、とにらん だと考えた。この点でかれには、元老院による承認というヨーロッパ式の手続を踏まえざるを得まいという前提があった。 井上はまた、右の恐れにも関係するが、攝政殿下による「権威」の引き継ぎには、なんらかの国民的な合意調達が不可欠

であり得るような、そのような時代に、一九二〇年代は、なっていたのである。 すに止まった。デモクラティックな要素とはまったく無縁な「皇族会議及樞密顧問ノ議」 かれの抱懐するイメージを超えて発達した。攝政就任案件のごときについての議会関与は、ただ事後による礼賛機能を果た 皇室自律主義の基盤作りに生涯を賭けたといっていいほどこの主義にコミットしたのであるが、その後の皇室自律主義は、 帝国議会は皇室事項を立ち入り禁止の神聖なテリトリーとして、遠くから敬うことに終始することになる。じつは井上自身、 さてところで、明治典憲体制の確立過程において、皇室典範に象徴される皇室自律主義は確固たる地歩を占めるにいたり、 (旧皇室典範第一九条)

り抜け、一九二三年六月、めでたく「御結婚ノ勅許」が下されることなる流れが作られつつあった。私が関心を持つのは、 発す。支配体制は徹底した情報統制をおこなうとともに、「菊のカーテン」内部で事態解決に努め、結果としては難関を切 ようになるトピックが浮上しつつあった。ことは、皇太子の婚約相手である久邇宮良子の身体的適格性をめぐる論議に端を(2) 「宮中某重大事件」に発揮された情報統制上の意味と「菊のカーテン」に対するポピュリズムのありようということがらで 裕仁皇太子殿下が攝政就任問題に当面するちょうどそのころ、殿下の周辺では、のち「宮中某重大事件」として知られる

ある。 事にちょっぴりあずかることで「井戸端会議」的な興味を満足させながら、 が民衆に及ぼす影響には、 れ強化された。「宮中某重大事件」における報道規制はその延長線上にある。けれども、このころになると、「菊のカーテン」 ポピュリズムにもとづく天皇制イデオロギーが形成させはじめていた、 天皇関係情報の統制は、 従来とちがった性格が現われて来た、と思われるのである。「菊のカーテン」から洩れてくる秘 明治末期、 一九〇九~一〇年にかけて生じた幸徳秋水らの「大逆事件」を契機に、 と思うのである。 他方、天皇の権威の前には文句なく平伏すとい 再編成さ

布いて、 には る状況が出てきた。これら諸事情をふまえて、支配層はかねてからの懸案問題、 ズに了解する手立てを講じつつあった。また他方、「宮中某重大事件」との脈絡では、一般民衆に対する厳重な情報統制を 故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキ」という皇室典範第一九条で定める攝政設置要件の成立について市民がスムー 敷衍している。そこで問題は、 ヲ審議ス」(傍点― きる機関ではないことから生ずる問題である。この機関は、 かってみたら、以外にむずかしい問題が伏在することがわかった。第一、ときの皇室典範第一九条によれば、 上させることになる。皇太子訪欧の旅から帰国して一ヵ月ほど経たあたりから、 権勢争いをめぐっては、 枢密院事務規定(一九八九年勅二二号) 「皇族会議及樞密顧問ノ議ヲ経」なければならないのであるが、 さて、支配層は一方において「大正天皇問題」にかんして状況を示す情報を小刻みに公表して、「天皇久キニ亘ル あたかもそういう問題事件などは存在しないがごとく取り繕いながら、 引用者)るものであって、「天皇の諮詢」がなければ、 山県有朋らに拠るあれこれの政治集団には冷飯を食わせるという形で、なんとか目鼻がつきはじめ 裕仁皇太子殿下の攝政就任の件について、 第一条が 「樞密院ハ勅令ニ由リ会議ニ下付セラレタル事項ニ付意見ヲ述フ」と 旧憲法第五六条の定めるところ「天皇ノ諮詢ニ應へ重要ノ国務 枢密院というものは勝手に開いて勝手に審議し議決で 大正天皇が法的に有効な意味において、この案件 なにごとも審議なし得ない。 攝政就任プログラムに取り掛かる。 すなわち「攝政問題」 本来のこの事件の根因をなす支配層内部 をいよいよ以って浮 この点にかんして 攝政を置くの 取り掛

うえで勅令が出ているかどうかではない)。

を理解し同意したうえで「勅令」を以って枢密院に「諮詢」したかどうかである(ここで私が問うているのは、手続形式の

署ノ後御璽ヲ鈴」しなければならない(公式令〈一九〇八年勅令〉)。このばあいの署名および捺印は、攝政に任ぜられるこ 二条「攝政ヲ起キタルトキ……ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス」に関連して生ずる。いうまでもないことであるが、「詔書ニハ親 もうひとつの問題は、実質上はいまの第一の問題とおなじことに帰するのであるが、摂政令(一九〇九年皇室令二号) 第

てなし得たのだろうか。 大正天皇がアドレッサントとして発せられた)。けれども、当時の大正天皇がこういった手続を、自らの判断と行為によっ ととなる皇太子がではなくて、そう任命する大正天皇がなすものと解するほかない(そして実際の詔書は、「朕」すなわち

られたというのが私見である。」――には、信を措くべきものがある、と強く感ずる。天皇は、体制支配層=側近の者たちられたというのが私見である。」――には、信を措くべきものがある、と強く感ずる。天皇は、体制支配層=側近の者たち ったと思われるのである。 によって「押し込め」られ、攝政就任に必要な手続履行は、かれらによって体よく処理されたというのが、ことの真相であ があったのかの詮索をする興味を私は持たない。けれども、この点にかんする専門家である原武史の判断 「天皇は自らの意志に反して、牧野(伸顕、宮内大臣――引用者)をはじめとする宮内官僚によって強制的に『押し込め』 ともかくも、一九二一年一一月二一日の詔書公布により、皇太子はめでたく攝政就任した。この手続の背後にどんな実体

などどれひとつとっても、あのときの大正天皇がそうであった程度に自己管理能力を欠き人格の統一性を喪失するといった るつもりでは全くない。私が思うのは、 以上の叙述によって、私は、だから、裕仁攝政殿下の就任は違法であったとか無効であったとかいったことどもを示唆す 明治典憲体制が備えた攝政制度は、憲法一七条、皇室典範一九条、攝政令二条など

る。

た手続上のあやふやさを知ったならば、どういう評価をくだしたであろうか。これを想像してみるのは、 事態を想定しなかったということ、そしてそのことの結果、 れども、 童・きりきり舞いさせられたらしいということである。井上毅が仮にもし存命であって、裕仁皇太子殿下攝政就任に介在し 攝政ではなくて、譲位だったら、困難なく切り抜けたであろうのにと、井上が単純に判断したとは思えないのであ 社会支配層は合法性の外観を呈するため、 形式を整うのに大 一興ではある。 け

は、 それに備えて、皇室典範や攝政令などにより、どのように客観的・制度的な仕組みが設けられるべきなのであろうか。 は、こうした例外的なケース、すなわち当事者たる天皇から法的に有意味な同意が得られそうもないばあいを予め想定して、 あいにどう対処するかという問題は、譲位によるにせよ、攝政によるにせよ、いずれにせよ、相い伴なうのである。さてで られないわけにゆかなかろう。 て解決ではない。時代はもはや、そういうことが可能である時代ではなくなっていたのである。 譲位のばあいであろうと、 この難問を「菊のカーテン」内側に押し込むことで回避することができると考えた。しかしながら、それは回避であ 攝政のばあいとおなじように、当事者たる天皇の十全の判断能力が一応前提として、 陽成天皇や大正天皇のケースのように、 極度の精神上の失患のゆえに自己管理能力を欠くば 制度が作

管理能力を失うことがあり得るのは、不可避である。 世など、だれでもがよく知っている。 ねばならなかった例が無いことはないであろう。近い外国例では、イギリスのジュージ三世、バイエルンのルートヴィヒニ 思うに、天皇であれ君侯であれ、個人としては自然的な人間である。人である以上、精神上の極度失患に陥り、 陽成天皇のみならず、万世一系の天皇のなかにも、 そうした運命遭わ 自由

よるにせよ、スムーズに、道理にかなった手段をどう定めておくかという難問が、ついてまわるのではなかろうか、と思う。 世襲による皇位(王位) 継承という制度には、 右のようなあり得べき事態に備えて、攝政制度によるにせよ、譲位制度に

―昭和の皇位継承には、スムーズにおこなわれたと総括するにしては躊躇を覚える態の、クラムズィネスを感ずる。

- $\widehat{\mathbb{I}}$ 中に流布され、一九二〇年三月下旬、政府は病状に詳しく触れることなく天皇の罹病を公表した。爾来、一九二六年末死去するまでのあ 日新聞社、二〇〇〇年、参照) いだ、天皇の病気につきあれこれと話題になりつづけた。ここでは、それを「大正天皇問題」と表記しておく(原武史『大正天皇』、朝 「遠眼鏡事件」として知られる噂話に象徴されるように、一九二〇年ごろ大正天皇は精神状態に異常があるらしいという情報が市民の
- $\widehat{4}$ 3 (2) そのころ皇太子周辺ではもうひとつ、「訪欧問題」が議論されていた。そして結局のところ一九二一年三月~九月、この、皇太子外遊 という『我国有史以来』最初のイベントが実行された(その意味につき、さしあたり、波多野勝「大正一〇年皇太子訪欧」 〈慶應大学法学部〉六六巻七号三○頁以下、一九九三年、参照)。このイベントは、攝政就任のための準備作業のひとつであったのはまち 前注(1)原武史『大正天皇』二五一頁。 『法学研究』
- 書二四九頁)。任命される者が、任命する者に代わって署名したというのである。 この間にあって、たとえば、攝政令第二条が定める「詔書」に必要な「親署」は、天皇に代わって裕仁がおこなったという(原・前掲